

国（法務省）が民事法務協会職員の雇用確保のためあらゆる方策を取ることを求める 声明

国（法務省）は、登記簿等の公開に関する事務（乙号事務）について、1971年以来、財団法人民事法務協会（以下、「協会」という。）に委託していたが、2006年に「市場化テスト法」の対象業務に選定し、競争入札が導入され、民間企業の参入を許した。これにより低価格入札競争がおこなわれ、登記業務未経験の人材派遣会社等の落札が年々増加した。

登記業務未経験の企業が落札した法務局の現場では、待ち時間が長くなる、業務に必要な言葉が通じないなど、謄抄本作成等の登記業務の窓口サービスの質が低下した。また、今年度の競争入札で登記業務を受託した企業の中には、登記された本店所在地に事務所が実在せず、あるいは、厚生年金や健康保険の報酬月額が過少申告による年金保険料支払の不正行為を行う企業が目立っている。この異常な事態は国会でも問題になり、仙谷法務大臣も「日くつきの業者が参入してくるとしたら、由々しき事態。徹底調査する」と答弁している。

同時に、協会が落札できなかった法務局では登記業務に熟練した協会職員が丸ごと退職という異常な雇用破壊があらわれた。既に、この3年間に約700人の協会職員が退職を余儀なくされている。その上さらに、今年度の競争入札では全国47法務局中2法務局しか協会は落札できず、一挙に762人の協会職員が2011年3月31日限りで失職させられる事態がいま目前に迫っている。

協会は、設立当初から全ての役員、管理職が法務省の出身者で占められ、協会職員の採用も配属も賃金・労働条件の決定も、協会の業務運営、労務管理も、全て法務省当局が直接参加するなど支配的な影響力を及ぼしてきた。その法務省が登記業務について「市場化テスト」の対象業務に選定し、競争入札を入れたがために今回の事態に至っているものであり、雇用問題を生じさせたのはまさに国（法務省）の責任である。それにもかかわらず、法務省当局は、協会職員の雇用問題は協会内の労使問題で法務省は関係ないとして、事態打開、解決のために民事法務労働組合が切に求める団体交渉を、頑なに拒否して憚らない。

これまで国は「民間への市場開放」、「民間にできることは民間に」とうたい、民間への業務委託を進めてきているが、これにより公共サービスが低下するだけでなく、雇用が破壊されるのでは百害あって一利なしであり、公共サービスの実施に従事する者の労働環境の整備を定める「公共サービス基本法」11条に反する。さらに、参入業者の選定もずさんで、年金保険料等の過少支払いを行う不正企業の参入を許している。この根底に国の低額な予定価格があり、ダンピング受注が広がっている。そのため、不正企業の参入や低賃金・有期労働が増加している。

国は、雇用・能力開発機構をはじめとする独立行政法人の廃止や、「地域主権改革」の中で大規模に国の出先機関を廃止しようとしているが、これらは国民の生活に対する国の責任を投げ捨てようとするものである。

人権擁護のため全国2000名の弁護士の結集する自由法曹団は、このような国（法務省）による公共サービスの破壊、雇用破壊に対して、強く抗議し、国（法務省）が協会職員の雇用確保にあらゆる方策を取ることを求める。